

氏名 _____

学籍番号 _____

次の10の文章の正誤を示し、正しければ番号に○を、誤っている場合には、その誤った個所に二重の取消線を引きなさい（10分間ミニテストなので理由まで書かなくても良いが理由を十分考えること）。

- 01 和解契約は紛争を終結させる合意であるから、和解の前提となった事実には錯誤があっても、和解契約を無効として争うことは、和解の趣旨に反して許されない。
- 02 民法上の組合には、法人格がないので、契約の当事者となることができないし（組合員全員の名前を示さず組合の名前を表示する形での代理は可能）、訴訟の当事者になることもできない。
- 03 組合員は、やむをえない事情があれば、いつでも組合から脱退できる。しかし、組合からの脱退を禁止する旨の特約は、組合の存続期間が定まっていれば有効である。
- 04 Xの長期出張中、妻Yは、X所有の著名画家の掛け軸甲が急騰中であることに着目して、これを自己の物と称し、Xに無断で200万円で売った。その直後に、その画家の作品の評価が急落して買値がつかなくなった。その後にYと離婚したXは、Yの預金口座にある甲の売却代金の残り100万円を引き渡すよう、Yに請求できる。[やや難]
- 05 医師が意識のない行き倒れ者の手当をしたとしても、治療に必要となった医薬品の費用のみならず診療報酬も請求することができる。
- 06 組合債務の引当ては組合財産であり、組合に対する債権者は、組合員個人と取引をしたのではないから、組合財産以外の各組合員の個人財産には強制執行できない。
- 07 組合財産は全組合員の共有である（668条）。各組合員は、組合存続中は組合財産の分割を請求することはできないものの、各自の持分を自由に処分できる。
- 08 共有者の1人が共有物の改良に役立つ費用を支出した場合、他の共有者も改良を喜んでいるとしても、自分の好みで改良したのだから、事務管理は成立せず、他の共有者に費用の償還を求めることはできない。
- 09 組合は、解散事由の発生により直ちに消滅する。
- 10 A組合の組合員Cは、自らがBに対して有している債権によって、BのAに対する債権と相殺することができる。